

琵琶湖開発施設に関する施設管理規程

平成 4 年 2 月 24 日

水公規程平成 4 年第 3 号

[沿革] 平成 16 年 2 月 24 日 水機規程平成 15 年度第 49 号改正

平成 22 年 11 月 15 日 水機規程平成 22 年度第 18 号改正

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 琵琶湖の水位等（第 4 条—第 11 条）
- 第 3 章 施設の操作に関する基本事項（第 12 条・第 13 条）
- 第 4 章 施設の操作の方法等（第 14 条—第 21 条）
- 第 5 章 洪水警戒体制（第 22 条—第 24 条）
- 第 6 章 維持及び修繕等（第 25 条—第 27 条）
- 第 7 章 業務の委託（第 28 条）
- 第 8 章 管理に要する費用（第 29 条）
- 第 9 章 雑則（第 30 条）
- 附則

第 1 章 総則

（通則）

第 1 条 この規程は、独立行政法人水資源機構法（平成 14 年法律第 182 号。以下「機構法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構（以下本則において「機構」という。）が琵琶湖開発事業により生じた施設（以下「琵琶湖開発施設」という。）の管理を行うために必要な事項を定めるものとする。

（管理を行うべき施設）

第 2 条 機構が管理を行うべき施設は、別表に掲げる施設とする。

（管理の目的）

第 3 条 琵琶湖開発施設の管理は、治水並びに水道用水及び工業用水の供給をその目的とする。

第 2 章 琵琶湖の水位等

（洪水期及び非洪水期）

第 4 条 洪水期及び非洪水期は、次の各号に定める期間とする。

- 一 洪水期 6 月 16 日から 10 月 15 日までの期間
- 二 非洪水期 10 月 16 日から翌年 6 月 15 日までの期間

(基準水位)

第5条 琵琶湖の基準水位（以下本則において「基準水位」という。）は、T.P. + 84.371メートルとする。

(琵琶湖の水位等)

第6条 琵琶湖の水位は、片山、彦根、大溝、堅田及び三保ヶ崎の各水位観測所に設置された水位計の測定値の平均値とする。

2 内水位は、水門、樋門若しくは樋管（以下「水門等」という。）の上流側（流入河川に設置された水門等の上流側又は湖岸堤の堤内地側をいう。以下本則において同じ。）に設置された水位計により測定される水位とする。

3 外水位は、水門等の下流側（流入河川に設置された水門等の下流側又は湖岸堤の堤外地側をいう。以下本則において同じ。）に設置された水位計により測定される水位とする。

(計画高水位)

第7条 琵琶湖の計画高水位（以下本則において「計画高水位」という。）は、基準水位+1.40メートルとする。

(常時満水位)

第8条 琵琶湖の常時満水位（以下本則において「常時満水位」という。）は、基準水位+0.30メートルとする。

(制限水位)

第9条 洪水期における琵琶湖の制限水位（以下本則において「制限水位」という。）は、次の各号に掲げる期間において、それぞれ当該各号に定める水位とする。

- 一 6月16日から8月31日までの期間 基準水位-0.20メートル
- 二 9月1日から10月15日までの期間 基準水位-0.30メートル

(利用低水位)

第10条 琵琶湖の利用低水位（以下本則において「利用低水位」という。）は、基準水位-1.50メートルとする。

(補償対策水位)

第11条 琵琶湖の補償対策水位は、基準水位-2.00メートルとする。

第3章 施設の操作に関する基本事項

(治水)

第12条 治水は、計画高水位を基準水位+1.40メートル、常時満水位を基準水位+0.30メートル、制限水位を6月16日から8月31日までは基準水位-0.20メート

ル、9月1日から10月15日までは基準水位-0.30メートルとして、瀬田川洗堰の操作と併せて琵琶湖周辺の洪水を防御するとともに下流淀川の洪水流量の低減を図るものとする。

(水道用水及び工業用水の供給)

第13条 水道用水及び工業用水の供給は、常時満水位を基準水位+0.30メートル、利用低水位を基準水位-1.50メートルとして、枚方地点において、次の各号に掲げる用水について、それぞれ当該各号に定める水量(合計最大毎秒40立方メートル)の取水を確保できるよう放流して行うものとする。ただし、非常渇水時における操作については、国土交通大臣の決定に基づき行うものとする。

- 一 大阪広域水道企業団水道用水 最大毎秒16.890立方メートル
- 二 大阪市水道用水 最大毎秒7.485立方メートル
- 三 守口市水道用水 最大毎秒0.281立方メートル
- 四 枚方市水道用水 最大毎秒0.793立方メートル
- 五 尼崎市水道用水 最大毎秒0.236立方メートル
- 六 西宮市水道用水 最大毎秒0.136立方メートル
- 七 伊丹市水道用水 最大毎秒0.371立方メートル
- 八 阪神水道企業団水道用水 最大毎秒5.114立方メートル
- 九 大阪広域水道企業団工業用水 最大毎秒6.063立方メートル
- 十 神戸市工業用水 最大毎秒0.830立方メートル
- 十一 尼崎市工業用水 最大毎秒1.304立方メートル
- 十二 西宮市工業用水 最大毎秒0.292立方メートル
- 十三 伊丹市工業用水 最大毎秒0.205立方メートル

第4章 施設の操作の方法等

(瀬田川洗堰の改築により生じた施設の操作等)

第14条 瀬田川洗堰の改築により生じた施設の操作は、国土交通大臣による瀬田川洗堰の放流量の決定に基づいて行うものとする。

- 2 瀬田川洗堰の改築により生じた施設に関する操作及び当該操作に係る通知等、洪水警戒体制並びに維持及び修繕等(以下「操作等」という。)は、別記第1「瀬田川洗堰操作要領」並びに第21条及び第6章に定めるところにより行うものとする。

(大同川水門等の操作等)

第14条の2 大同川水門、大同川排水機場及び大同川給水機場に関する操作等は、別記第2「大同川水門等操作要領」に定めるところにより行うものとする。

(津田江南水門等の操作等)

第14条の3 津田江南水門及び津田江北水門、津田江排水機場、津田江給水機場並び

に津田江南起伏堰及び津田江北起伏堰に関する操作等は、別記第3「津田江南水門等操作要領」に定めるところにより行うものとする。

(木浜南給水機場等の操作等)

第14条の4 木浜南給水機場及び木浜中央給水機場並びにこれらに関連する起伏堰に関する操作等は、別記第4「木浜南給水機場等操作要領」に定めるところにより行うものとする。

(堀川水門等の操作等)

第15条 堀川水門及び堀川排水機場に関する操作等は、別記第5「堀川水門等操作要領」に定めるところにより行うものとする。

(その他の施設の操作等)

第16条 琵琶湖開発施設のうち第14条から前条までの規定による別記第1から別記第5までに係る施設以外のものに関する操作等は、次条から第21条まで並びに第5章及び第6章に定めるところにより行うものとする。

(水門等の操作)

第17条 琵琶湖開発総合管理所長（以下本則において「所長」という。）は、水門等に係る外水位が上昇し、琵琶湖からの洪水の逆流を防止する必要があると認めるときは、当該水門等のゲートを全閉するものとする。

- 2 所長は、細則で定める水門等において、外水位が低下し、内水位を保持する必要があると認めるときは、当該水門等のゲートについて必要な操作を行うものとする。
- 3 前2項に規定する操作を行った場合において、水門等の上流側からの洪水の安全な流下を図る必要があると認めるときは、当該水門等のゲートについて必要な操作を行うものとする。
- 4 前3項に規定する操作を行った場合において、一般の舟運の確保のため閘門ゲートを操作する必要があると認めるときは、当該閘門ゲートを操作するものとする。
- 5 所長は、第1項、第2項及び第3項に規定する場合以外のときは、水門等のゲートを全開しておくものとする。

(排水機場の操作)

第18条 所長は、内水排除を行う必要があると認めるときは、排水機場を操作して、必要な排水を行うものとする。

(操作方法の特例)

第19条 所長は、点検、整備その他やむを得ない事情があると認めるときは、前2条に規定する操作方法以外の方法により水門等又は排水機場を操作することができる。

(操作の原則)

第 20 条 所長は、前 3 条に規定する水門等又は排水機場の操作を行おうとするときは、その上流側又は下流側に急激な水位の変動が生じないように配慮しなければならない。

(通知等)

第 21 条 所長は、琵琶湖開発施設を操作することにより、流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

第 5 章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制)

第 22 条 所長は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 彦根地方气象台から滋賀県内の降雨に関する注意報又は警報が発せられた場合において、所長が必要と認めるとき。
- 二 国土交通省琵琶湖河川事務所から洪水警戒体制を発令した旨の連絡があり、所長が必要と認めるとき。
- 三 滋賀県知事から水防体制を発令した旨の連絡があり、所長が必要と認めるとき。
- 四 その他所長が必要と認めるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第 23 条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに、次の各号に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 関西支社、国土交通省琵琶湖河川事務所、滋賀県その他の関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- 二 湖岸堤及び管理用道路の巡視、点検その他必要な措置
- 三 水門、樋門、樋管及び排水機場並びにこれらの施設の操作を行うために必要な設備の点検、整備その他必要な措置

(洪水警戒体制の解除)

第 24 条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合には、これを解除しなければならない。

第 6 章 維持及び修繕等

(維持及び修繕)

第 25 条 所長は、琵琶湖開発施設（第 14 条の 2 から第 15 条までの規定による別記第

2から別記第5までに係る施設を除く。次条において同じ。)の機能を保全するため、適時かつ適切に必要な維持及び修繕を行わなければならない。

(観測)

第26条 所長は、琵琶湖開発施設の操作を行うため、必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第27条 所長は、第14条及び第17条から第19条までの規定による操作、第25条の規定による維持及び修繕又は前条の規定による観測を行ったときは、これらに関する事項を記録しておかななければならない。

第7章 業務の委託

(業務の委託)

第28条 機構は、瀬田川洗堰の改築により生じた施設の操作等に関する業務を国土交通省近畿地方整備局長に委託するものとする。

第8章 管理に要する費用

(管理に要する費用)

第29条 機構は、治水に係る費用として、管理に要する費用の額(以下「管理費用の額」という。)に1,000分の201を乗じて得た額の交付金の交付を、機構法第22条第1項の規定により、国から受けるものとする。

2 機構は、水道用水に係る費用として、次の各号に掲げる者に対し、管理費用の額に1,000分の799を乗じて得た額に、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額を、機構法第25条第1項及びこれに基づく政令の規定により、負担させるものとする。

一 大阪広域水道企業団 1,000分の422.2

二 大阪市 1,000分の187.1

三 守口市 1,000分の7.0

四 枚方市 1,000分の19.8

五 尼崎市 1,000分の5.9

六 西宮市 1,000分の3.4

七 伊丹市 1,000分の9.3

八 阪神水道企業団 1,000分の127.9

3 機構は、工業用水に係る費用として、次の各号に掲げる者に対し、管理費用の額に1,000分の799を乗じて得た額に、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額を、機構法第25条第1項及びこれに基づく政令の規定により、負担させるものとする。

一 大阪広域水道企業団 1,000分の151.6

二 神戸市 1,000分の20.8

- 三 尼崎市 1,000 分の 32.6
- 四 西宮市 1,000 分の 7.3
- 五 伊丹市 1,000 分の 5.1

第9章 雑則

(細則)

第30条 この規程を実施するために必要な細則は、別に定める。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から実施する。
- 2 瀬田川洗堰操作規則（水公規程平成4年第6号）、大同川水門等操作規則（水公規程平成4年第7号）、津田江南水門等操作規則（水公規程平成4年第8号）、木浜南給水機場等操作規則（水公規程平成4年第9号）及び堀川水門等操作規則（水公規程平成4年第10号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日（機構法第16条第1項の規定による主務大臣の認可が同日以後となった場合にあっては当該認可を受けた日の翌日）から実施する。

別記第1（第14条関係）

瀬田川洗堰操作要領

目次

- 第1章 総則（第1—第3）
- 第2章 琵琶湖の水位等（第4—第11）
- 第3章 琵琶湖周辺の洪水防御及び下流淀川の洪水流量の低減のための操作等（第12—第17）
- 第4章 流水の正常な機能の維持並びに水道用水及び工業用水の供給のための操作（第18・第19）
- 第5章 放流及びゲート等の操作（第20—第23）
- 第6章 点検、整備等（第24—第26）
- 第7章 雑則（第27）

第1章 総則

(通則)

第1 瀬田川洗堰（国土交通省近畿地方整備局長（以下この要領において「局長」という。）が管理する同堰の既設部分及び独立行政法人水資源機構が管理し、その操作等に関する業務を局長に委託した同堰の改築により生じた施設をいう。以下この要領において「洗堰」という。）の操作等については、この要領の定めるところによる。

（堰の用途）

第2 洗堰は、琵琶湖周辺の洪水防御、琵琶湖の水位の維持、洗堰下流の淀川（以下この要領において「下流淀川」という。）の洪水流量の低減及び流水の正常な機能の維持並びに水道用水及び工業用水の供給をその用途とする。

（操作の原則）

第3 洗堰の操作は、国土交通省琵琶湖河川事務所長（以下この要領において「所長」という。）が行うものとする。

第2章 琵琶湖の水位等

（洪水期及び非洪水期）

第4 洪水期及び非洪水期は、次の各号に定める期間とする。

- 一 洪水期 6月16日から10月15日までの期間
- 二 非洪水期 10月16日から翌年6月15日までの期間

（かんがい期及び非かんがい期）

第5 かんがい期及び非かんがい期は、次の各号に定める期間とする。

- 一 かんがい期 6月15日から9月20日までの期間
- 二 非かんがい期 9月21日から翌年6月14日までの期間

（基準水位）

第6 琵琶湖の基準水位（以下この要領において「基準水位」という。）は、T.P. +84.371メートルとする。

（琵琶湖の水位）

第7 琵琶湖の水位は、片山、彦根、大溝、堅田及び三保ヶ崎の各水位観測所に設置された水位計の測定値の平均値とする。

（計画高水位）

第8 琵琶湖の計画高水位は、基準水位+1.40メートルとする。

（常時満水位）

第9 琵琶湖の常時満水位は、基準水位+0.30メートルとする。

(制限水位)

第 10 洪水期における琵琶湖の制限水位は、次の各号に掲げる期間において、それぞれ当該各号に定める水位とする。

- 一 6月16日から8月31日までの期間 基準水位－0.20メートル
- 二 9月1日から10月15日までの期間 基準水位－0.30メートル

(利用低水位)

第 11 琵琶湖の利用低水位は、基準水位－1.50メートルとする。

第 3 章 琵琶湖周辺の洪水防御及び下流淀川の洪水流量の低減のための操作等
(洪水警戒体制)

第 12 所長は、次の各号の一に該当する場合には、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 国土交通省近畿地方整備局(以下この要領において「局」という。)及び大阪管区気象台から淀川洪水予報が発せられたとき。
- 二 国土交通省琵琶湖河川事務所又は淀川河川事務所から淀川に係る水防警報が発せられたとき。
- 三 彦根地方気象台から滋賀県の降雨に関する注意報又は警報が発せられた場合において、所長が必要と認めるとき。
- 四 前 3 号に掲げる場合のほか、所長が必要と認めるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第 13 所長は、第 12 の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 局、国土交通省淀川ダム統管理事務所、淀川河川事務所、滋賀県、独立行政法人水資源機構琵琶湖開発総合管理所、彦根地方気象台その他の関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- 二 ゲート及びゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他洗堰の操作に関し必要な措置
- 三 洗堰を操作する必要があると見込まれる場合においては、当該操作に必要な要員を確保すること。

(琵琶湖周辺の洪水防御)

第 14 所長は、琵琶湖の水位が、洪水期にあつては制限水位を、非洪水期にあつては常時満水位を超えているとき又は超えることが予測されるときは、洗堰からの放流により、琵琶湖の水位をこれらの水位に低下させ、又は琵琶湖の水位の上昇を抑制しなければならない。

2 所長は、前項の場合において、琵琶湖周辺の洪水を防御するため、速やかに、水位を低下させ、又は水位の上昇を抑制する必要があるときは、洗堰の既設部分を全開しなければならない。

(下流淀川の洪水流量の低減)

第 15 所長は、次の各号に掲げる場合においては、第 14 の規定にかかわらず、洗堰からの放流量を当該各号に定める流量以下に制限しなければならない。

一 天ヶ瀬ダムにおいて予備放流のための操作が行われているとき 毎秒 200 立方メートル

二 天ヶ瀬ダムにおいて洪水調節の後の水位低下のための操作が行われているとき 毎秒 300 立方メートル

2 所長は、第 14 の規定にかかわらず、天ヶ瀬ダムにおいて洪水調節が開始されたときから洪水調節の後の水位低下のための操作が開始されるまで、洗堰を全閉しなければならない。

3 所長は、第 14 の規定にかかわらず、枚方地点の水位(枚方水位観測所に設置された水位計の測定値をいう。以下この要領において同じ。)が現に零点高(O. P. + 6.868 メートルをいう。以下この要領において同じ。)+3.0 メートルを超え、かつ零点高+5.3 メートルを超えるおそれがあるときから枚方地点の水位が低下し始めたことを確認するまで、洗堰を全閉しなければならない。

(非常洪水時の操作)

第 16 琵琶湖周辺又は下流淀川において重大な洪水被害が生じ、若しくは生ずるおそれがある場合における洗堰の操作は、第 14 及び第 15 の規定によらないことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第 17 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

第 4 章 流水の正常な機能の維持並びに水道用水及び工業用水の供給のための操作

(流水の正常な機能の維持並びに水道用水及び工業用水の供給)

第 18 所長は、下流淀川の流水の正常な機能の維持並びに水道用水及び工業用水の供給のため必要があると認める場合においては、第 19 の規定による非常渇水時の操作を行うときを除き、高山ダム、青蓮寺ダム及び日吉ダムからの供給と併せて、枚方地点において、かんがい期にあつては毎秒 186.51 立方メートル、非かんがい期にあつては毎秒 169.71 立方メートルを限度として必要な流量を確保するため、これに必要な流水を洗堰から放流しなければならない。

2 前項の操作は、琵琶湖の水位の維持に配慮して行うものとする。

(非常渇水時の操作)

第 19 琵琶湖の水位が利用低水位を下回る場合における洗堰の操作については、国土交通大臣が関係府県知事の意見を聴いて決定する。

第 5 章 放流及びゲート等の操作

(洗堰の操作)

第 20 洗堰の操作は、第 14 から第 16 まで並びに第 18 及び第 19 に規定する場合のほか、次の各号の一に該当する場合において行うことができる。

- 一 第 10 第 1 号又は第 2 号の期間に移行するに際し、琵琶湖の水位をそれぞれ当該制限水位に低下させるとき。
- 二 第 24 の規定により、ゲート又はバルブ（以下この要領において「ゲート等」という。）の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- 三 前 2 号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由があるとき。

(放流量の変更)

第 21 所長は、洗堰からの放流量を変更する場合においては、洗堰上流の水位及び流速並びに洗堰下流の水位に急激な変動を生じないように努めなければならない。

(放流に関する通知等)

第 22 所長は、洗堰からの放流量の変更によって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するために必要があると認めるときは、細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート等の操作)

第 23 洗堰のゲート等の操作については、この規則に定めるもののほか細則で定める。

第 6 章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第 24 所長は、洗堰及び洗堰に係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観測)

第 25 所長は、細則で定めるところにより、洗堰の操作に必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第 26 所長は、細則で定めるところにより、ゲート等の操作、第 24 の規定による計測、点検及び整備並びに第 25 の規定による観測について記録しておかなければならない。

第 7 章 雑則

(細則)

第 27 この要領に定めるもののほか、この要領の実施のため必要な手続その他の細則は、別に定める。

別記第 2 (第 14 条の 2 関係)

大同川水門等操作要領

目次

- 第 1 章 総則 (第 1—第 3)
- 第 2 章 水門、排水機場及び給水機場の操作等 (第 4—第 10)
- 第 3 章 洪水警戒体制 (第 11—第 13)
- 第 4 章 維持及び修繕等 (第 14—第 16)
- 第 5 章 雑則 (第 17)

第 1 章 総則

(通則)

第 1 大同川水門 (以下この要領において「水門」という。)、大同川排水機場 (以下この要領において「排水機場」という。) 及び大同川給水機場 (以下この要領において「給水機場」という。) の操作等については、この要領の定めるところによる。

(操作の目的)

第 2 水門、排水機場及び給水機場の操作は、琵琶湖からの洪水の逆流防止及びこれに伴う水門の上流域の内水排除、水門の上流側の水位保持並びに舟運を目的とする。

(水位)

第 3 琵琶湖の基準水位 (以下この要領において「基準水位」という。) は、T. P. +84.371 メートルとする。

- 2 内水位は、水門の上流側に設置された水位計により測定される水位とする。
- 3 外水位は、水門の下流側に設置された水位計により測定される水位とする。

第2章 水門、排水機場及び給水機場の操作等

(琵琶湖からの洪水の逆流防止等のための操作)

- 第4 琵琶湖開発総合管理所長（以下この要領において「所長」という。）は、外水位が上昇し、琵琶湖からの洪水の逆流を防止する必要があると認めるときは、水門のゲートを全閉し、排水機を運転して、排水を行うものとする。
- 2 前項の規定による排水機の運転中において、内水位が外水位より高くなり、水門の上流側からの洪水の安全な流下を図る必要があると認める場合は、水門のゲート（閘門ゲートを除く。）を順次開き、全開後は排水機の運転を停止するものとする。
- 3 前項の規定による操作を行った場合において、水門からの流出量が排水機の吐出能力以下に低下したときは、水門のゲートを全閉し、排水機を運転して、排水を行うものとする。
- 4 所長は、外水位が低下し、琵琶湖からの洪水の逆流を防止する必要がなくなったと認めるときは、排水機の運転を停止し、水門のゲートを全開するものとする。

(水門上流側の水位保持のための操作)

- 第5 所長は、外水位が低下し、内水位が次の各号に規定する水位（以下この要領において「保持すべき水位」という。）を下回るときは、その水位を保持できるように水門の閘門ゲート、制水ゲート及び調節ゲート下段扉を閉塞するものとする。
- 一 3月22日から9月15日までの期間においては、基準水位-0.07メートル
- 二 9月16日から翌年3月21日までの期間においては、基準水位-0.27メートル
- 2 前項に規定する操作を行った場合において、なお、内水位が保持すべき水位より低下したときは、給水機を運転し、必要な給水を行うものとする。
- 3 第1項に規定する操作を行った場合において、降雨等で内水位が上昇し、水門の上流側からの洪水の安全な流下を図る必要があると認めるときは、水門のゲート（閘門ゲートを除く。）を順次開き、内水位を保持すべき水位以下に下げるものとする。
- 4 所長は、外水位が保持すべき水位以上に上昇したときは、給水機の運転を停止し、水門のゲートを全開するものとする。

(平常時の操作)

- 第6 所長は、第4及び第5に規定する場合以外のときは、水門のゲートを全開しておくものとする。

(閘門ゲートの操作)

- 第7 所長は、一般の舟運の確保のため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、閘門ゲートを操作するものとする。

(操作方法の特例)

第8 所長は、次の各号の一に該当する場合は、第4から第7までに規定する操作方法以外の方法により、水門、排水機場又は給水機場を操作することができる。

- 一 点検又は整備を行う必要があるとき。
- 二 その他やむを得ない事情があると認めるとき。

(操作の原則)

第9 所長は、第4から第8までに規定する水門、排水機場又は給水機場の操作を行うおうとするときは、その上流側又は下流側に急激な水位の変動が生じないように配慮しなければならない。

(通知等)

第10 所長は、水門、排水機場又は給水機場を操作することにより、流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

第3章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制)

第11 所長は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 彦根地方気象台から滋賀県内の降雨に関する注意報又は警報が発せられた場合において、所長が必要と認めるとき。
- 二 国土交通省琵琶湖河川事務所から洪水警戒体制を発令した旨の連絡があり、所長が必要と認めるとき。
- 三 滋賀県知事から水防体制を発令した旨の連絡があり、所長が必要と認めるとき。
- 四 その他所長が必要と認めるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第12 所長は、第11の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに、次の各号に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 関西支社、国土交通省琵琶湖河川事務所、滋賀県その他の関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- 二 水門及び排水機場並びにこれらの施設の操作を行うために必要な設備の点検、整備その他必要な措置
- 三 水門及び排水機場の操作を行う必要があると予想される場合においては、当

該操作に必要な要員を確保すること。

(洪水警戒体制の解除)

第 13 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合には、これを解除しなければならない。

第 4 章 維持及び修繕等

(維持及び修繕)

第 14 所長は、水門、排水機場及び給水機場の機能を保全するため、適時かつ適切に必要な維持及び修繕を行わなければならない。

(観測)

第 15 所長は、水門、排水機場及び給水機場の操作を行うため、必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第 16 所長は、第 4、第 5、第 7 若しくは第 8 の規定による操作、第 14 の規定による維持及び修繕又は第 15 の規定による観測を行ったときは、これらに関する事項を記録しておかななければならない。

第 5 章 雑則

(細則)

第 17 この要領を実施するために必要な細則は、別に定める。

別記第 3 (第 14 条の 3 関係)

津田江南水門等操作要領

目次

第 1 章 総則 (第 1—第 3)

第 2 章 水門、排水機場、給水機場及び起伏堰の操作等 (第 4—第 10)

第 3 章 洪水警戒体制 (第 11—第 13)

第 4 章 維持及び修繕等 (第 14—第 16)

第 5 章 雑則 (第 17)

第 1 章 総則

(通則)

第1 津田江南水門（以下この要領において「南水門」という。）及び津田江北水門（以下この要領において「北水門」という。）、津田江排水機場（以下この要領において「排水機場」という。）、津田江給水機場（以下この要領において「給水機場」という。）並びに津田江南起伏堰及び津田江北起伏堰（以下この要領において「起伏堰」と総称する。）の操作等については、この要領の定めるところによる。

（操作の目的）

第2 南水門及び北水門（以下この要領において「水門」と総称する。）、排水機場、給水機場並びに起伏堰の操作は、琵琶湖からの洪水の逆流防止及びこれに伴う水門の上流域（湖岸堤の堤内地側の流域をいう。）の内水排除、水門の上流側（湖岸堤の堤内地側をいう。以下この要領において同じ。）の水位保持その他給水並びに舟運を目的とする。

（水位）

第3 琵琶湖の基準水位（以下この要領において「基準水位」という。）は、T. P. +84.371メートルとする。

- 2 内水位は、南水門の上流側に設置された水位計により測定される水位とする。
- 3 外水位は、南水門の下流側（湖岸堤の堤外地側をいう。以下この要領において同じ。）に設置された水位計により測定される水位とする。

第2章 水門、排水機場、給水機場及び起伏堰の操作等

（琵琶湖からの洪水の逆流防止等のための操作）

第4 琵琶湖開発総合管理所長（以下この要領において「所長」という。）は、外水位が上昇し、琵琶湖からの洪水の逆流を防止する必要があると認めるときは、水門のゲートを全閉し、排水機を運転して、排水を行うものとする。

- 2 前項の規定による排水機の運転中において、内水位が外水位より高くなり、水門の上流側からの洪水の安全な流下を図る必要があると認める場合は、水門のゲート（閘門ゲートを除く。）を順次開き、全開後は排水機の運転を停止するものとする。
- 3 前項の規定による操作を行った場合において、水門からの流出量が排水機の吐出能力以下に低下したときは、水門のゲートを全閉し、排水機を運転して、排水を行うものとする。
- 4 所長は、外水位が低下し、琵琶湖からの洪水の逆流を防止する必要がなくなると認めるときは、排水機の運転を停止し、水門のゲートを全開するものとする。

（水門上流側の水位保持その他給水のための操作）

第5 所長は、外水位が低下し、内水位が基準水位-0.30メートル（以下この要領において「保持すべき水位」という。）を下回るときは、その水位を保持できるよ

うに、水門のゲートを閉塞し、起伏堰のゲートを起立させるものとする。

- 2 前項に規定する操作を行った場合において、なお、内水位が保持すべき水位より低下したときは、給水機を運転し、必要な給水を行うものとする。
- 3 所長は、前項の規定による場合のほか、給水の必要があると認めるときは、給水機を運転することができるものとする。
- 4 第1項に規定する操作を行った場合において、降雨等で内水位が上昇し、水門の上流側からの洪水の安全な流下を図る必要があると認めるときは、水門のゲート（閘門を除く。）を順次開き、起伏堰のゲートを倒伏させ、内水位を保持すべき水位以下に下げるものとする。
- 5 所長は、外水位が保持すべき水位以上に上昇したときは、給水機の運転を停止し、起伏堰のゲートを倒伏させ、水門のゲートを全開するものとする。

（平常時の操作）

- 第6 所長は、第4及び第5に規定する場合以外のときは、水門のゲートを全開し、起伏堰のゲートを倒伏させておくものとする。

（閘門ゲートの操作）

- 第7 所長は、一般の舟運の確保のため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、閘門ゲートを操作するものとする。

（操作方法の特例）

- 第8 所長は、次の各号の一に該当する場合は、第4から第7までに規定する操作方法以外の方法により、水門、排水機場、給水機場又は起伏堰を操作することができる。
 - 一 点検又は整備を行う必要があるとき。
 - 二 その他やむを得ない事情があるとき。

（操作の原則）

- 第9 所長は、第4から第8までに規定する水門、排水機場、給水機場又は起伏堰の操作を行おうとするときは、その上流側又は下流側に急激な水位の変動が生じないように配慮しなければならない。

（通知等）

- 第10 所長は、水門、排水機場、給水機場又は起伏堰を操作することにより、流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

第3章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制)

第11 所長は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 彦根地方気象台から滋賀県内の降雨に関する注意報又は警報が発せられた場合において、所長が必要と認めるとき。
- 二 国土交通省琵琶湖河川事務所から洪水警戒体制を発令した旨の連絡があり、所長が必要と認めるとき。
- 三 滋賀県知事から水防体制を発令した旨の連絡があり、所長が必要と認めるとき。
- 四 その他所長が必要と認めるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第12 所長は、第11の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに、次の各号に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 関西支社、国土交通省琵琶湖河川事務所、滋賀県その他の関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- 二 湖岸堤及び管理用道路の巡視、点検その他必要な措置
- 三 水門及び排水機場並びにこれらの施設の操作を行うために必要な設備の点検、整備その他必要な措置
- 四 水門及び排水機場の操作を行う必要があると予想される場合においては、当該操作に必要な要員を確保すること。

(洪水警戒体制の解除)

第13 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合には、これを解除しなければならない。

第4章 維持及び修繕等

(維持及び修繕)

第14 所長は、水門、排水機場、給水機場及び起伏堰の機能を保全するため、適時かつ適切に必要な維持及び修繕を行わなければならない。

(観測)

第15 所長は、水門、排水機場、給水機場及び起伏堰の操作を行うため、必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(操作に関する記録等)

第16 所長は、第4、第5、第7若しくは第8の規定による操作、第14の規定によ

る維持及び修繕又は第 15 の規定による観測を行ったときは、これらに関する事項を記録しておかなければならない。

第 5 章 雑則

(細則)

第 17 この要領を実施するために必要な細則は、別に定める。

別記第 4 (第 14 条の 4 関係)

木浜南給水機場等操作要領

目次

- 第 1 章 総則 (第 1—第 3)
- 第 2 章 給水機場及び起伏堰の操作等 (第 4—第 8)
- 第 3 章 洪水警戒体制 (第 9—第 11)
- 第 4 章 維持及び修繕等 (第 12—第 14)
- 第 5 章 雑則 (第 15)

第 1 章 総則

(通則)

第 1 木浜南給水機場及び木浜中央給水機場 (以下この要領において「給水機場」と総称する。)並びに付表第 1 に掲げる起伏堰 (以下この要領において「起伏堰」という。)の操作等については、この要領の定めるところによる。

(操作の目的)

第 2 給水機場及び起伏堰の操作は、付表第 2 に掲げる樋門の操作と併せて、当該樋門の上流側 (湖岸堤の堤内地側をいう。以下この要領において同じ。)の水位保持その他給水を目的とする。

(水位)

第 3 琵琶湖の基準水位 (以下この要領において「基準水位」という。)は、T. P. +84.371 メートルとする。

2 内水位は、木浜第 2 樋門の上流側に設置された水位計により測定される水位とする。

3 外水位は、法竜川水門の下流側 (湖岸堤の堤外地側をいう。以下この要領において同じ。)に設置された水位計により測定される水位とする。

第 2 章 給水機場及び起伏堰の操作等

(起伏堰上流側の水位保持その他給水のための操作)

第4 琵琶湖開発総合管理所長（以下この要領において「所長」という。）は、外水位が低下し、内水位が基準水位-0.30メートル（以下この要領において「保持すべき水位」という。）を下回るときは、その水位を保持できるように起伏堰のゲートを起立させるものとする。

2 前項の規定による操作を行った場合において、なお、内水位が保持すべき水位より低下したときは、給水機を運転し、必要な給水を行うものとする。

3 所長は、前項の規定による場合のほか、給水の必要があると認めるときは、給水機を運転することができるものとする。

4 第1項に規定する操作を行った場合において、降雨等で内水位が上昇し、起伏堰の上流側からの洪水の安全な流下を図る必要があると認めるときは、起伏堰のゲートを倒伏させ、内水位を保持すべき水位以下に下げるものとする。

5 所長は、外水位が保持すべき水位以上に上昇したときは、給水機の運転を停止し、起伏堰のゲートを倒伏させるものとする。

（平常時の操作）

第5 所長は、第4に規定する場合以外のときは、起伏堰のゲートを倒伏させておくものとする。

（操作方法の特例）

第6 所長は、次の各号の一に該当する場合は、第4及び第5に規定する操作方法以外の方法により、給水機場又は起伏堰を操作することができる。

- 一 点検又は整備を行う必要があるとき。
- 二 その他やむを得ない事情があると認めるとき。

（操作の原則）

第7 所長は、第4から第6までに規定する給水機場又は起伏堰の操作を行おうとするときは、その上流側又は下流側に急激な水位の変動が生じないように配慮しなければならない。

（通知等）

第8 所長は、給水機場又は起伏堰を操作することにより、流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

第3章 洪水警戒体制

（洪水警戒体制）

第9 所長は、次の各号の一に該当する場合には、洪水警戒体制を執らなければ

ばならない。

- 一 彦根地方気象台から滋賀県内の降雨に関する注意報又は警報が発せられた場合において、所長が必要と認めるとき。
- 二 国土交通省琵琶湖河川事務所から洪水警戒体制を発令した旨の連絡があり、所長が必要と認めるとき。
- 三 滋賀県知事から水防体制を発令した旨の連絡があり、所長が必要と認めるとき。
- 四 その他所長が必要と認めるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第10 所長は、第9の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに、次の各号に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 関西支社、国土交通省琵琶湖河川事務所、滋賀県その他の関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- 二 湖岸堤及び管理用道路の巡視、点検その他の必要な措置
- 三 付表第2に掲げる樋門及びこれらの施設の操作を行うために必要な設備の点検、整備その他必要な措置
- 四 付表第2に掲げる樋門の操作を行う必要があると予想される場合においては、当該操作に必要な要員を確保すること。

(洪水警戒体制の解除)

第11 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合には、これを解除しなければならない。

第4章 維持及び修繕等

(維持及び修繕)

第12 所長は、給水機場及び起伏堰の機能を保全するため、適時かつ適切に必要な維持及び修繕を行わなければならない。

(観測)

第13 所長は、給水機場及び起伏堰の操作を行うため、必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第14 所長は、第4若しくは第6の規定による操作、第12の規定による維持及び修繕又は第13の規定による観測を行ったときは、これらに関する事項を記録しておかななければならない。

第5章 雑則

(細則)

第 15 この要領を実施するために必要な細則は、別に定める。

付表第 1 (第 1 関係)

起伏堰の名称

名 称
新田橋起伏堰
水保橋起伏堰
港橋起伏堰
木浜橋起伏堰
木浜起伏堰

付表第 2 (第 2 関係)

樋門の名称

名 称
新田橋樋門
水保橋樋門
木浜橋樋門

別記第 5 (第 15 条関係)

堀川水門等操作要領

目次

第 1 章 総則 (第 1—第 3)

第 2 章 水門及び排水機場の操作等 (第 4—第 8)

第 3 章 洪水警戒体制 (第 9—第 11)

第 4 章 維持及び修繕等 (第 12—第 14)

第 5 章 雑則 (第 15)

第 1 章 総則

(通則)

第1 堀川水門（以下この要領において「水門」という。）及び堀川排水機場（以下この要領において「排水機場」という。）の操作等については、この要領の定めるところによる。

（操作の目的）

第2 水門及び排水機場の操作は、琵琶湖からの洪水の逆流防止及びこれに伴う水門の上流域の内水排除を目的とする。

（水位）

第3 琵琶湖の基準水位（以下この要領において「基準水位」という。）は、T. P. +84.371メートルとする。

2 内水位は、水門の上流側に設置された水位計により測定される水位とする。

3 外水位は、水門の下流側に設置された水位計により測定される水位とする。

第2章 水門及び排水機場の操作等

（琵琶湖からの洪水の逆流防止等のための操作）

第4 琵琶湖開発総合管理所長（以下この要領において「所長」という。）は、外水位が上昇し、琵琶湖からの洪水の逆流を防止する必要があると認めるときは、水門のゲートを全閉し、排水機を運転して、排水を行うものとする。

2 前項の規定による排水機の運転中において、内水位が外水位より高くなり、水門の上流側からの洪水の安全な流下を図る必要があると認める場合は、水門のゲートを順次開き、全開後は排水機の運転を停止するものとする。

3 前項の規定による操作を行った場合において、水門からの流出量が排水機の吐出能力以下に低下したときは、水門のゲートを全閉し、排水機を運転して、排水を行うものとする。

4 所長は、外水位が低下し、琵琶湖からの洪水の逆流を防止する必要がなくなったと認めるときは、排水機の運転を停止し、ゲートを全開するものとする。

（平常時の操作）

第5 所長は、第4に規定する場合以外のときは、水門のゲートを全開しておくものとする。

（操作方法の特例）

第6 所長は、次の各号の一に該当する場合は、第4及び第5に規定する操作方法以外の方法により水門又は排水機場を操作することができる。

一 点検又は整備を行う必要があるとき。

二 その他やむを得ない事情があると認めるとき。

（操作の原則）

第7 所長は、第4から第6までに規定する水門又は排水機場の操作を行おうとするときは、その上流側又は下流側に急激な水位の変動が生じないように配慮しなければならない。

(通知等)

第8 所長は、水門又は排水機場を操作することにより、流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

第3章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制)

第9 所長は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 彦根地方气象台から滋賀県内の降雨に関する注意報又は警報が発せられた場合において、所長が必要と認めるとき。
- 二 国土交通省琵琶湖河川事務所長から洪水警戒体制を発令した旨の連絡があり、所長が必要と認めるとき。
- 三 滋賀県知事から水防体制を発令した旨の連絡があり、所長が必要と認めるとき。
- 四 その他所長が必要と認めるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第10 所長は、第9の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに、次の各号に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 関西支社、国土交通省琵琶湖河川事務所、滋賀県その他の関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- 二 水門及び排水機場並びにこれらの施設の操作を行うために必要な設備の点検、整備その他必要な措置
- 三 水門及び排水機場の操作を行う必要があると予想される場合においては、当該操作に必要な要員を確保すること。

(洪水警戒体制の解除)

第11 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合には、これを解除しなければならない。

第4章 維持及び修繕等

(維持及び修繕)

第 12 所長は、水門及び排水機場の機能を保全するため、適時かつ適切に必要な維持及び修繕を行わなければならない。

(観測)

第 13 所長は、水門及び排水機場の操作を行うため、必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第 14 所長は、第 4 若しくは第 6 の規定による操作、第 12 の規定による維持及び修繕又は第 13 の規定による観測を行ったときは、これらに関する事項を記録しておかなければならない。

第 5 章 雑則

(細則)

第 15 この要領を実施するために必要な細則は、別に定める。

別表 (第 2 条関係)

管理を行うべき施設

名称 琵琶湖開発施設

位置 琵琶湖周辺

区 分	概 要
1 瀬田川洗堰の改築により 生じた施設(バイパス水路)	滋賀県大津市田上黒津町地先
(1)バイパス水路	鉄筋コンクリート暗渠水路 水路天端高：基準水位+2.4m 水路敷高：基準水位 - 5.314m 6.814m×5.000m×198.80m 1条 6.814m×7.500m×198.80m 2条
(イ)制水ゲート	上ヒンジフラップゲート(鋼製) 7.714m ×5.000 m 1門 7.714m×7.500m 2門 敷高:基準水位 - 5.314m
(ロ)流量調節ゲート	シェル構造3段式ローラゲート(鋼製越流式) 8.824m×5m 1門 8.824m×15m 1門 敷高：基準水位 - 8.524m
(ハ)水力発電設備	ジェットフローゲート(鋼製) 1門管径1,300mm S型チューブラ水車 出力 最大56kw 常時24kw 横軸回転界磁形三相同期発電機
(2)護床工	コンクリートブロック造4,480㎡
(3)操作設備等	施設の操作に必要な設備等
2 湖岸堤及び管理用道路	
(1)湖岸堤	滋賀県東近江市地先 天端高：基準水位+2.60m 天端巾：5.50m 延長：2,815m
(2)湖岸堤・管理用道路	滋賀県大津市、同県草津市、同県守山市、同県野洲市、 同県近江八幡市、同県長浜市、同県高島市 天端高：基準水位+2.60m 天端巾：15.00m 延長：45,630 m
(3)管理用道路	滋賀県草津市、同県守山市、同県近江八幡市、同県長浜 市、同県高島市 天端巾：10.75m 延長：1,986m
3 水門等	
(1)殿田川樋門	滋賀県草津市新浜町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.0m×3.0m 2門
(2)新浜第1樋門	滋賀県草津市新浜町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート2.5m×2.0m 1門
(3)新浜第2樋門	滋賀県草津市新浜町地先

本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.0m×2.5m 1門
(4) 矢橋第1樋門	滋賀県草津市矢橋町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート2.5m×2.5m 2門
(5) 矢橋第2樋門	滋賀県草津市矢橋町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート2.5m×2.5m 1門
(6) 矢橋第3樋門	滋賀県草津市矢橋町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート2.5m×2.5m 2門
(7) 矢橋第4樋門	滋賀県草津市矢橋町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.0m×3.0m 2門
(8) 矢橋第5樋門	滋賀県草津市矢橋町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.0m×2.5m 1門
(9) 十二川樋門	滋賀県草津市南山田町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート3.0m×3.0m 2門
(10) 山田第1樋門	滋賀県草津市南山田町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.0m×3.0m 3門
(11) 山田第2樋門	滋賀県草津市南山田町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート5.5m×3.0m 3門
(12) 北山田第1樋門	滋賀県草津市北山田町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート5.0m×2.5m 1門
(13) 北山田水門	滋賀県草津市北山田町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製マイターゲート20.0m×5.7m 1門
(14) 北山田北第2樋門	滋賀県草津市北山田町地先
ゲート	鉄筋コンクリート造
	鋼製ローラゲート1.5m×2.5m 1門
(15) 北山田北第1樋門	滋賀県草津市北山田町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート3.5m×3.5m 2門
(16) 中島樋門	滋賀県草津市北山田町地先

本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート2.5m×2.5m 1門
(17) 下笠第1樋門	滋賀県草津市下笠町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート5.0m×2.5m 2門
(18) 下笠第2樋門	滋賀県草津市下笠町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート5.5m×3.0m 3門
(19) 志那第1樋門	滋賀県草津市志那町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.5m×3.0m 2門
(20) 志那第2樋門	滋賀県草津市志那町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.5m×3.0m 2門
(21) 志那水門	滋賀県草津市志那町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製マイターゲート20.0m×5.7m 1門
(22) 志那第3樋門	滋賀県草津市志那町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート5.5m×3.0m 2門
(23) 津田江南水門	滋賀県草津市下寺町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート20.0m×4.4m 3門
(24) 津田江北水門	滋賀県草津市下物町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート20.0m×4.4m 3門
(25) 烏丸樋門	津田江閘門 鋼製ローラゲート5.0m×5.6m 2門 滋賀県草津市下物町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート3.0m×2.5m 2門
(26) 堺川樋門	滋賀県草津市下物町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.6m×3.0m 2門
(27) 山賀川樋門	滋賀県守山市山賀町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート1.2m×2.5m 1門
(28) 天神川水門	滋賀県守山市赤野井町地先
本体	鉄筋コンクリート造

ゲート	鋼製ローラゲート19.0m×4.1m 2門
(29)法竜川水門	滋賀県守山市洲本町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	シェル構造鋼製ローラゲート24.0m×4.1m 1門
(30)木浜第1樋門	滋賀県守山市木浜町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート2.0m×2.0m 1門
(31)木浜第2樋門	滋賀県守山市木浜町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.5m×3.0m 1門
(32)木浜橋樋門	滋賀県守山市木浜町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート8.0m×2.7m 2門
(33)港橋水門	滋賀県守山市木浜町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	シェル構造鋼製ローラゲート27.5m×5.1m 1門
(34)水保橋樋門	滋賀県守山市水保町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート8.0m×2.7m 2門
(35)新田橋樋門	滋賀県守山市水保町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート8.0m×2.7m 2門
(36)赤堀川樋門	滋賀県守山市今浜町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート2.5m×2.0m 1門
(37)六番川樋門	滋賀県守山市今浜町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート1.5m×1.5m 1門
(38)美崎水門	滋賀県守山市今浜町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート10.0m×4.1m 1門
(39)美崎第1樋管	滋賀県守山市今浜町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート1.5m×1.5m 1門
(40)美崎第2樋管	滋賀県守山市今浜町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート1.5m×1.5m 1門
(41)大川樋門	滋賀県守山市今浜町地先
本体	鉄筋コンクリート造

ゲート	鋼製ローラゲート5.0m×3.7m 1門
(42)守山第1樋門	滋賀県守山市今浜町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート3.0m×2.0m 2門
(43)守山新川樋門	滋賀県守山市今浜町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート5.0m×3.7m 1門
(44)守山第2樋門	滋賀県守山市今浜町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート5.0m×3.0m 3門
(45)幸津川樋門	滋賀県守山市幸津川町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート5.5m×3.5m 2門
(46)小浜樋門	滋賀県守山市小浜町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.0m×3.5m 2門
(47)吉川第1樋門	滋賀県野洲市吉川地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.0m×3.0m 2門
(48)吉川第2樋門	滋賀県野洲市吉川地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート3.0m×2.5m 2門
(49)吉川第3樋門	滋賀県野洲市吉川地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート2.0m×2.0m 1門
(50)吉川第4樋門	滋賀県野洲市吉川地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート2.5m×2.0m 1門
(51)野洲川北流樋門	滋賀県野洲市吉川地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート3.5m×3.5m 2門
(52)野々宮樋門	滋賀県野洲市吉川地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート3.5m×2.0m 1門
(53)菖蒲樋門	滋賀県野洲市菖蒲地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.0m×2.5m 1門
(54)喜合樋門	滋賀県野洲市菖蒲地先
本体	鉄筋コンクリート造

ゲート	鋼製ローラゲート4.5m×2.5m 2門
(55)安治須原江口樋門	滋賀県野洲市安治地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート5.0m×2.5m 4門
(56)浪留樋門	滋賀県野洲市野田地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.0m×2.5m 3門
(57)佐波江第1樋門	滋賀県近江八幡市佐波江町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート3.5m×3.0m 2門
(58)佐波江第2樋門	滋賀県近江八幡市佐波江町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート2.5m×2.5m 1門
(59)佐波江樋管	滋賀県近江八幡市佐波江町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート0.8m×0.8m 1門
(60)新畑第1樋管	滋賀県近江八幡市佐波江町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート1.2m×1.2m 1門
(61)新畑第2樋管	滋賀県近江八幡市野村町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート1.2m×1.2m 1門
(62)今堀水門	滋賀県近江八幡市野村町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	シェル構造鋼製ローラゲート25.0m×4.1m 1門
(63)水茎樋門	滋賀県近江八幡市牧町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート2.5m×2.0m 2門
(64)野田樋門	滋賀県近江八幡市牧町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート5.5m×3.0m 3門
(65)大惣川樋門	滋賀県近江八幡市牧町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート16.0m×4.1m 1門
(66)北沢沼樋門	滋賀県近江八幡市牧町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.0m×3.0m 3門
(67)鯛場樋門	滋賀県近江八幡市南津田町地先
本体	鉄筋コンクリート造

ゲート	鋼製ローラゲート3.5m×3.0m 2門
(68)八幡川水門	滋賀県近江八幡市南津田町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート18.0m×4.6m 1門
(69)八幡堀水門	滋賀県近江八幡市北ノ庄町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スイングゲート6.0m×2.6m 2門
(70)津田樋門	滋賀県近江八幡市南津田町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート3.5m×4.2m 2門
(71)白王第1樋門	滋賀県近江八幡市白王町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート3.0m×2.0m 1門
(72)白王樋管	滋賀県近江八幡市白王町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート1.5m×1.5m 1門
(73)白王第2樋門	滋賀県近江八幡市白王町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート3.0m×2.0m 1門
(74)栗見新田第1樋門	滋賀県東近江市栗見新田町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.0m×2.5m 1門
(75)栗見出在家第1樋門	滋賀県東近江市栗見出在家町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート3.0m×2.0m 2門
(76)栗見出在家第2樋門	滋賀県東近江市栗見出在家町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート3.0m×2.0m 2門
(77)大同川水門	滋賀県東近江市栗見新田町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	シェル構造鋼製ローラゲート24m×5.51m 5門
	大同川閘門
	鋼製ローラゲート4.0m×5.51m 2門
(78)栗見新田第4樋門	滋賀県東近江市栗見新田町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート5.0m×2.5m 1門
(79)栗見新田第5樋門	滋賀県東近江市栗見新田町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート3.5m×2.5m 1門

(80) 栗見出在家排水樋管 本体 ゲート	滋賀県東近江市栗見出在家町地先 鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート0.8m×0.8m 1門
(81) 新海樋門 本体 ゲート	滋賀県彦根市新海町地先 鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート3.5m×3.0m 2門
(82) 田附樋門 本体 ゲート	滋賀県彦根市新海町地先 鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート3.0m×3.0m 2門
(83) 稻枝大川樋門 本体 ゲート	滋賀県彦根市南三ツ谷町地先 鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート4.5m×3.0m 2門
(84) 来向川樋門 本体 ゲート	滋賀県彦根市柳川町地先 鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート4.5m×3.0m 4門
(85) 室戸川樋門 本体 ゲート	滋賀県彦根市薩摩町地先 鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート3.5m×3.0m 4門
(86) 今川樋門 本体 ゲート	滋賀県彦根市石寺町地先 鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート4.0m×3.0m 4門
(87) 磯川樋門 本体 ゲート	滋賀県米原市磯地先 鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート5.0m×2.5m 2門
(88) 磯北川樋門 本体 ゲート	滋賀県米原市入江地先 鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート5.0m×2.5m 2門
(89) 入江川樋門 本体 ゲート	滋賀県米原市入江地先 鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート4.5m×2.5m 3門
(90) 今江川樋門 本体 ゲート	滋賀県米原市朝妻筑摩地先 鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート3.5m×2.5m 2門
(91) 朝妻樋門 本体 ゲート	滋賀県米原市朝妻筑摩地先 鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート4.0m×2.0m 1門
(92) 相撲川樋門 本体 ゲート	滋賀県長浜市相撲町地先 鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート3.0m×2.5m 2門

(93)北出川樋門	滋賀県長浜市細江町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.5m×3.0m 4門
(94)大口樋門	滋賀県長浜市川道町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート2.5m×2.0m 1門
(95)川道川樋門	滋賀県長浜市川道町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート2.5m×2.5m 2門
(96)更川樋門	滋賀県長浜市川道町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート3.5m×2.5m 1門
(97)明治川樋門	滋賀県長浜市南浜町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート3.0m×2.5m 2門
(98)さこ川樋門	滋賀県長浜市南浜町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート3.0m×2.0m 1門
(99)老松樋管	滋賀県長浜市大浜町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート0.6m×0.6m 1門
(100)大浜樋門	滋賀県長浜市大浜町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート2.5m×2.5m 2門
(101)南川樋門	滋賀県長浜市八木浜町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート3.0m×2.0m 2門
(102)才川樋門	滋賀県長浜市八木浜町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.0m×2.5m 1門
(103)裏川樋門	滋賀県長浜市八木浜町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート3.0m×2.5m 1門
(104)中川樋門	滋賀県長浜市下八木町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.0m×3.0m 2門
(105)モロコ川樋門	滋賀県長浜市下八木町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート3.0m×2.5m 2門

(106)南浦樋門 本体 ゲート	滋賀県長浜市早崎町地先 鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート4.0m×3.0m 1門
(107)早崎川樋門 本体 ゲート	滋賀県長浜市早崎町地先 鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート4.6m×3.0m 2門
(108)縄目川樋門 本体 ゲート	滋賀県長浜市湖北町海老江地先 鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート5.0m×3.0m 2門
(109)南浜樋門 本体 ゲート	滋賀県長浜市湖北町延勝寺地先 鉄筋コンクリート造 鋼製スライドゲート3.0m×2.0m 1門
(110)北浜樋門 本体 ゲート	滋賀県長浜市湖北町延勝寺地先 鉄筋コンクリート造 鋼製スライドゲート2.5m×2.5m 1門
(111)清水口樋門 本体 ゲート	滋賀県長浜市湖北町今西地先 鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート3.5m×2.0m 1門
(112)中川口樋門 本体 ゲート	滋賀県長浜市湖北町今西地先 鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート3.5m×2.5m 1門
(113)三番口樋門 本体 ゲート	滋賀県長浜市湖北町今西地先 鉄筋コンクリート造 鋼製スライドゲート2.5m×2.0m 1門
(114)味噌市口樋門 本体 ゲート	滋賀県長浜市湖北町今西地先 鉄筋コンクリート造 鋼製スライドゲート2.5m×2.0m 1門
(115)馬原樋門 本体 ゲート	滋賀県高島市新旭町饗庭地先 鉄筋コンクリート造 鋼製スライドゲート2.5m×2.0m 1門
(116)橋爪樋門 本体 ゲート	滋賀県高島市新旭町饗庭地先 鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート4.0m×2.5m 1門
(117)田井川樋門 本体 ゲート	滋賀県高島市新旭町饗庭地先 鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート3.0m×2.0m 1門
(118)新川樋門 本体 ゲート	滋賀県高島市新旭町旭地先 鉄筋コンクリート造 鋼製スライドゲート3.0m×2.0m 2門

(119) 針江大浜樋門 本体 ゲート	滋賀県高島市新旭町針江地先 鉄筋コンクリート造 鋼製スライドゲート2.5m×2.5m 2門
(120) 五条樋門 本体 ゲート	滋賀県高島市新旭町針江地先 鉄筋コンクリート造 鋼製スライドゲート2.5m×2.5m 1門
(121) 針江大川樋門 本体 ゲート	滋賀県高島市新旭町深溝地先 鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート4.0m×3.0m 4門
(122) 札立樋門 本体 ゲート	滋賀県高島市新旭町深溝地先 鉄筋コンクリート造 鋼製スライドゲート3.0m×2.0m 1門
(123) 東釜樋門 本体 ゲート	滋賀県高島市新旭町深溝地先 鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート4.0m×2.0m 1門
(124) 外ヶ浜樋門 本体 ゲート	滋賀県高島市新旭町深溝地先 鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート3.5m×2.0m 1門
(125) 菅沼樋門 本体 ゲート	滋賀県高島市新旭町藁園地先 鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート3.5m×2.0m 3門
(126) 生水川樋門 本体 ゲート	滋賀県高島市新旭町藁園地先 鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート4.5m×2.5m 3門
(127) 芝ヶ浜樋門 本体 ゲート	滋賀県高島市新旭町藁園地先 鉄筋コンクリート造 鋼製スライドゲート2.5m×2.0m 3門
(128) 入道樋門 本体 ゲート	滋賀県高島市新旭町太田地先 鉄筋コンクリート造 鋼製スライドゲート3.0m×2.0m 2門
(129) 五反田樋門 本体 ゲート	滋賀県高島市新旭町太田地先 鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート3.5m×2.0m 2門
(130) 永竜樋門 本体 ゲート	滋賀県高島市安曇川町北船木地先 鉄筋コンクリート造 鋼製スライドゲート3.0m×2.0m 2門
(131) 元口川樋門 本体 ゲート	滋賀県高島市安曇川町北船木地先 鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート3.0m×2.5m 3門

(132)代官川樋門 本体 ゲート	滋賀県高島市安曇川町南船木地先 鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート4.0m×2.0m 1門
(133)佃新川樋門 本体 ゲート	滋賀県高島市安曇川町南船木地先 鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート4.5m×2.5m 1門
(134)金丸川水門 本体 ゲート	滋賀県高島市安曇川町南船木地先 鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート18.0m×3.7m 1門
(135)堀川水門 本体 ゲート	滋賀県高島市安曇川町四津川地先 鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート21.0m×5.6m 2門
(136)青井川樋門 本体 ゲート	滋賀県高島市安曇川町横江浜地先 鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート4.5m×4.0m 2門
(137)青井川第2樋門 本体 ゲート	滋賀県高島市安曇川町横江浜地先 鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート2.0m×2.0m 1門
4 排水機場	
(1)津田江排水機場	滋賀県草津市下寺町地先
①建家	鉄筋コンクリート造上屋地上1階
②ポンプ本体	1,000mm 横軸々流ポンプ2台排水量4.0m ³ /sec ディーゼルエンジン70ps×2台
③附属施設	津田江排水機場吐出樋門 鋼製ローラゲート2.0m×2.0m 1門
④操作設備等	施設の操作に必要な設備
(2)赤野井排水機場	滋賀県守山市木浜町地先
①建家	鉄筋コンクリート造上屋地上1階
②ポンプ本体	1,350mm 横軸々流ポンプ2台排水量6.0m ³ /sec ディーゼルエンジン95ps×2台
③操作設備等	施設の操作に必要な設備
④附属施設	赤野井排水機場吐出樋門 鋼製ローラゲート2.5m×2.0m 1門 赤野井排水機場バイパス樋門 鋼製ローラゲート1.5m×1.0m 1門
(3)安治排水機場	滋賀県野洲市安治地先
①建家	鉄筋コンクリート造上屋地上1階
②ポンプ本体	500mm 横軸々流ポンプ2台排水量1.0m ³ /sec

③操作設備等	ディーゼルエンジン25ps×2台 施設の操作に必要な設備
(4)野田排水機場	滋賀県野洲市野田地先
①建家	鉄筋コンクリート造上屋地上1階
②ポンプ本体	500mm 横軸々流ポンプ2台排水量1.0m ³ /sec ディーゼルエンジン25ps×2台
③操作設備等	施設の操作に必要な設備
(5)鮎場排水機場	滋賀県近江八幡市南津田町地先
①建家	鉄筋コンクリート造上屋地上1階
②ポンプ本体	500mm 横軸々流ポンプ2台排水量1.0m ³ /sec ディーゼルエンジン25ps×2台
③附属施設	鮎場樋管 鋼製ローラゲート1.0m×1.0m 1門
④操作設備等	施設の操作に必要な設備
(6)大同川排水機場	滋賀県東近江市栗見新田町地先
①建家	鉄筋コンクリート造上屋地上2階
②ポンプ本体	2,400mm 立軸々流ポンプ3台排水量36.0m ³ /sec ディーゼルエンジン360ps×3台
③附属施設	大同川排水機場バイパス樋門 鋼製ローラゲート3.0m×3.0m 1門
④操作設備等	施設の操作に必要な設備 大同川排水機場吐出樋門 鋼製ローラゲート4.0m×4.0m 2門
(7)稲枝排水機場	滋賀県彦根市薩摩町地先
①建家	鉄筋コンクリート造上屋地上1階
②ポンプ本体	1,000mm 横軸々流ポンプ3台排水量6.0m ³ /sec ディーゼルエンジン90ps×3台
③操作設備等	施設の操作に必要な設備
(8)磯排水機場	滋賀県米原市磯地先
①建家	鉄筋コンクリート造上屋地上1階
②ポンプ本体	500mm 横軸々流ポンプ2台排水量1.1m ³ /sec ディーゼルエンジン25ps×2台
③操作設備等	施設の操作に必要な設備
(9)米原排水機場	滋賀県米原市入江地先
①建家	鉄筋コンクリート造上屋地上1階
②ポンプ本体	1,350mm 横軸々流ポンプ2台排水量7.0m ³ /sec ディーゼルエンジン150ps×2台
③操作設備等	施設の操作に必要な設備
(10)早崎下八木排水機場	滋賀県長浜市下八木町地先

①建家	鉄筋コンクリート造上屋地上1階
②ポンプ本体	1,000mm 横軸々流ポンプ2台排水量4.0m ³ /sec ディーゼルエンジン95ps×2台
③附属施設	早崎排水樋管 鋼製ローラゲート1.8m×1.8m 1門
④操作設備等	施設の操作に必要な設備
(11)針江排水機場	滋賀県高島市新旭町深溝地先
①建家	鉄筋コンクリート造上屋地上1階
②ポンプ本体	1,200mm 横軸々流ポンプ2台排水量5.0m ³ /sec ディーゼルエンジン105ps×2台
③操作設備等	施設の操作に必要な設備
(12)入道沼排水機場	滋賀県高島市新旭町藁園地先
①建家	鉄筋コンクリート造上屋地上1階
②ポンプ本体	900mm 横軸々流ポンプ2台排水量3.0m ³ /sec ディーゼルエンジン70ps×2台
③操作設備等	施設の操作に必要な設備
(13)金丸川排水機場	滋賀県高島市安曇川町南船木地先
①建家	鉄筋コンクリート造上屋地上1階
②ポンプ本体	1,000mm 横軸々流ポンプ2台排水量4.0m ³ /sec ディーゼルエンジン70ps×2台
③附属施設	金丸川排水機場吐出樋門 鋼製ローラゲート2.0m×2.0m 1門
④操作設備等	施設の操作に必要な設備
(14)堀川排水機場	滋賀県高島市安曇川町四津川地先
①建家	鉄筋コンクリート造上屋地上1階
②ポンプ本体	1,200mm 横軸々流ポンプ2台排水量5.0m ³ /sec ディーゼルエンジン90ps×2台
③操作設備等	施設の操作に必要な設備
5 起伏堰	
(1)津田江南起伏堰 本体	滋賀県草津市下寺町地先 ゴム引布製起伏堰 ラバーゲート20.0m×1.5m 1門
(2)津田江北起伏堰 本体	滋賀県草津市下物町地先 ゴム引布製起伏堰 ラバーゲート20.0m×1.5m 1門
(3)木浜起伏堰 本体	滋賀県守山市木浜町地先 鉄筋コンクリート造 鋼製起伏ゲート4.5m×1.3m 1門

(4) 木浜橋起伏堰 本体	滋賀県守山市木浜町地先 ゴム引布製起伏堰 ラバーゲート8.0m×1.25m 1門
(5) 港橋起伏堰 本体	滋賀県守山市木浜町地先 ゴム引布製起伏堰 ラバーゲート23.1m×2.2m 1門
(6) 水保橋起伏堰 本体	滋賀県守山市水保町地先 ゴム引布製起伏堰 ラバーゲート8.0m×1.25m 1門
(7) 新田橋起伏堰 本体	滋賀県守山市水保町地先 鉄筋コンクリート造 鋼製起伏ゲート8.0m×1.3m 1門
6 給水機場	
(1) 津田江給水機場	滋賀県草津市下物町地先
① 建家	鉄筋コンクリート造上屋地上1階
② ポンプ本体	450mm 横軸斜流ポンプ 2台揚水量0.8m ³ /sec 電動機37kW×2台
③ 導水管	φ 1,100mm 延長187m
④ 送水管	φ 800mm 延長591m
⑤ 附属施設	津田江調節堰 鋼製ローラゲート3.5m×1.2m 1門 烏丸調節堰 鋼製ローラゲート5.0m×0.9m 1門
⑥ 操作設備等	施設の操作に必要な設備
(2) 木浜南給水機場	滋賀県守山市木浜町地先
① 建家	鉄筋コンクリート造上屋地上1階
② ポンプ本体	250mm 斜流渦巻ポンプ 2台揚水量0.2m ³ /sec 電動機7.5kW×2台
③ 導水管	φ 500mm 延長200m
④ 送水管	φ 350mm 延長20m
⑤ 附属施設	木浜調節堰 角落し3.5m×1.3m 1門
⑥ 操作設備等	施設の操作に必要な設備
(3) 木浜中央給水機場	滋賀県守山市木浜町地先
① 建家	鉄筋コンクリート造上屋地上1階
② ポンプ本体	300mm 斜流渦巻ポンプ 2台揚水量0.4m ³ /sec 電動機18.5kW×2台
③ 導水管	φ 1,350mm 延長909m

④送水管	φ 500mm 延長48m
⑤操作設備等	施設の操作に必要な設備
(4)大同川給水機場	滋賀県東近江市栗見出在家町地先
①建家	鉄筋コンクリート造上屋地上1階
②ポンプ本体	900mm 横軸両吸込渦巻ポンプ2台揚水量3.7m ³ /sec 電動機160kW×2台
③導水管	φ 1,800mm 延長565m
④送水管	φ 1,500mm 延長103m φ 1,500mm 延長402m
⑤附属施設	法尻排水路堰 鋼製ローラゲート3.0 m×0.8m 1門
⑥操作設備等	施設の操作に必要な設備
7 操作設備等	施設の操作に必要な観測設備、通信設備等